

生ごみ処理機等の購入費を補助します

生ごみの減量化と堆肥化推進のため、生ごみ処理機等を購入される市内の一般家庭に、補助金を交付しています。

■補助内容

○生ごみ処理機

補助率2分の1・補助金上限2万円・1世帯1基まで

○生ごみ処理容器

補助率2分の1・補助金上限3千円・1世帯2基まで

■問合せ

○市庁舎新館2階

環境衛生課 廃棄物対策係
TEL 0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

資源リサイクル活動奨励補助金を交付します

家庭ごみの減量化と再資源化推進のため、資源物の集団回収を行う団体に回収量に応じた補助金を交付しています。補助金の交付を受けるには事前に団体登録が必要です。

■補助対象団体の要件

○地域住民20人以上で構成す

る営利を目的としない団体
○資源物を市内のリサイクル業者に持ち込む
○回収にかかる経費はすべて団体が負担する

■補助金額

回収資源物1キログラムにつき4円

■補助対象の資源物

新聞、雑誌、段ボール、スチール缶、アルミ缶など

※事業活動に伴う資源物は対象となりません

■問合せ

○市庁舎新館2階

環境衛生課 廃棄物対策係
TEL 0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

銃砲刀剣類は登録が必要

銃砲刀剣類を新たに発見した場合、登録手続きが必要です。最寄りの警察署へ発見の届け出を行い、発見届出済証の交付を受けた後、銃砲刀剣類を持参の上、県庁で偶数月の第3木曜日（祝日の場合は翌日）に手続きを行ってください。

■問合せ

県文化財保護課
TEL 089-912-2976

日本年金機構のお知らせ

【国民年金の「学生納付特例制度」をご存じですか？】

学生納付特例制度は、本人の所得が一定以下の学生に対して、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。※この制度を受けるには年度ごとの申請が必要です。

■対象となる学生

所得が一定以下で、大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程）に在学する20歳以上の方（夜間、定時制課程、通信課程を含む）

■申請方法

年金手帳（お持ちの方）、印鑑（スタンプ印不可）、学生証（コピー可・表裏とも）または在学証明書を持って、住民票のある市町村の窓口で手続きをしてください。なお、平成25年度以前に申請・承認済みの方で、26年度以降も在学予定の方には、3月下旬に日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されますので、必要事項を記入し返送することで、26年度の特例申請を行うことができます。

■注意点

一定以上の障害や死亡といった不慮の事態には、条件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されますが、特例申請等をせず、保険料を未納のまま、不慮の事故等で一定以上の障害が残った場合、障害基礎年金を受け取れない恐れがあります。

なお、学生納付特例承認期間中は、年金を受け取る際に必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。ただし、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができますが、経過期間によって一定の額が加算されます。

【過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ】

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除等を申請することができます。平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請が可能になります。

■申請方法

市の担当窓口か、年金事務所に申請してください。必要な添付書類など、詳しくはお

問い合わせください。

■注意点

○申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。

○申請期間に対応する本人・配偶者・世帯主の前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

【障害年金受給等で国民年金保険料の法定免除を受けている方へ】

平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

■申請方法

市の担当窓口か、年金事務所に申請してください。

【問合せ】

○新居浜年金事務所
TEL 0897-35-1362

○市庁舎新館1階

市民生活課 年金係
TEL 0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）